

**平成26年度第4回生駒市都市計画審議会
会議録**

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成27年1月22日(金)
(2) 開閉時刻 午前10時00分から午前11時00分
(3) 場 所 市役所 4階 大会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

- (委員) 増田会長・中谷副会長・角田委員・白本委員・東委員・久保委員・
倉橋委員・高枝委員・久委員・松中委員・矢田委員
(事務局) 大西都市整備部長・山本都市整備部参事・北田都市計画課長・
家元都市計画課課長補佐・有山都市計画課計画係長・岡西都市
計画課調整係長

(2) 欠席者

田中委員・安若委員・飯尾委員・藤堂委員

3 会議の成立

○上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 無

6 配布資料

- (1) 会議次第
(2) 委員名簿
(3) 説明用資料1 第1号案件「大和都市計画用途地域等の変更について」
の説明用資料
(4) 説明用資料2 第2号案件「大和都市計画生駒市白庭台地区地区計画の

- 変更について」の説明用資料
- (5) 説明用資料 3 第 3 号案件「大和都市計画生駒市別院台地区地区計画の決定について」の説明用資料
- (6) 説明用資料 4 第 4 号案件「大和都市計画生駒市鹿ノ台地区地区計画の変更について」の説明用資料
- (7) 説明用資料 5 第 5 号案件「大和都市計画生駒市あすか野北 1 丁目東地区地区計画の決定について」の説明用資料
- (8) 説明用資料 6 その他案件(1)「大和都市計画(仮称)生駒市北大和グラウンド地区地区計画の決定について」の説明用資料
- (9) 冊 子 その他案件(2)「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の冊子

7 次 第

- (1) 開会
- (2) 案件

- 第 1 号案件 大和都市計画用途地域等の変更について
(諮問：生駒市決定)
- 第 2 号案件 大和都市計画生駒市白庭台地区地区計画の変更について
(諮問：生駒市決定)
- 第 3 号案件 大和都市計画生駒市別院台地区地区計画の決定について
(諮問：生駒市決定)
- 第 4 号案件 大和都市計画生駒市鹿ノ台地区地区計画の変更について
(諮問：生駒市決定)
- 第 5 号案件 大和都市計画生駒市あすか野北 1 丁目東地区地区計画の決定について
(諮問：生駒市決定)

- (3) その他

- ①大和都市計画(仮称)生駒市北大和グラウンド地区地区計画の決定について
- ②学研北生駒駅中心地区まちづくり構想について

8 審議結果等

(1) 第1号案件 大和都市計画用途地域等の変更について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑なし
- ・結果

第1号案件は原案のとおり可決する。

(2) 第2号案件 大和都市計画生駒市白庭台地区地区計画の変更について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑なし
- ・結果

第2号案件は原案のとおり可決する。

(3) 第3号案件 大和都市計画生駒市別院台地区地区計画の決定について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑なし
- ・結果

第3号案件は原案のとおり可決する。

(4) 第4号案件 大和都市計画生駒市鹿ノ台地区地区計画の変更について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑なし
- ・結果

第4号案件は原案のとおり可決する。

(5) 第5号案件 大和都市計画生駒市あすか野北1丁目東地区地区計画の決定について

- ・事務局から概要説明

- ・ 質疑なし

- ・ 結果

第5号案件は原案のとおり可決する。

(6) その他(1) 大和都市計画(仮称)生駒市北大和グラウンド地区地区計画
の決定について

- ・ 事務局から概要説明

- ・ 質疑なし

(7) その他(2) 学研北生駒駅中心地区まちづくり構想について

- ・ 事務局から概要説明

- ・ 質疑

○学研北生駒駅中心地区まちづくり構想についてどのようになるか心配していたが、交通にも配慮されており、生駒市環境基本計画推進会議に所属しているものとしてよい計画だと思います。

○学研北生駒駅中心地区まちづくり構想が実現していくことは、大切だと思いますが、産業部局との連携を図ることも重要であると思いますがどのように考えていますか。

●現時点では、産業部局との連携はしておりませんが、エリアマネジメントが決まりしだい産業部局とも連携を図っていきたいと考えております。

○関東地方では、住居系の建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントの地域で防火地域・準防火地域を導入する動きがありますが、奈良県の方ではどうですか。

●奈良県の方では、そのような動きはなく、生駒市においても防火地域・準防火地域を設けているのは、商業地域・近隣商業地域のみです。